

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月23日
【会社名】	GMOアドパートナーズ株式会社
【英訳名】	GMO AD Partners Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 信太郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」にて行っております。)
【電話番号】	03(5728)7900 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 森竹 正明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂1丁目16番3号
【電話番号】	03(5728)7900 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 森竹 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【提出理由】

平成24年3月19日開催の当社第13期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催の年月日 平成24年3月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1,150円、総額85,065,500円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年3月21日

第2号議案 定款一部変更の件

以下2点の目的のため、定款を一部変更するものとする。

(1)当社グループが創業の精神として掲げるスピリットベンチャー宣言を定款に明記することにより、事業活動における当社の基本原則を明らかにすること。

(2)当社の業務執行における適正手続を担保するため、取締役会決議事項の事後承認を原則禁止することを明らかにすること。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、熊谷正寿、高橋信太郎、村井健仁、橋口誠、安田昌史および森竹正明の6氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、稲葉幹次および有澤克己の2氏を選任する。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対するストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および平成13年3月16日付当社株主総会において承認可決された取締役報酬（年額1億円以内）とは別枠の報酬として、当社取締役に対して年額20百万円の範囲で新株予約権を発行することについて決定するものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	57,642	112	0	99.81%	可決
第2号議案	57,598	156	0	99.73%	可決
第3号議案					
熊谷 正寿	57,590	164	0	99.72%	可決
高橋 信太郎	57,563	191	0	99.67%	可決
村井 健仁	57,554	200	0	99.65%	可決
橋口 誠	57,554	200	0	99.65%	可決
安田 昌史	57,553	201	0	99.65%	可決
森竹 正明	57,546	208	0	99.64%	可決
第4号議案					
稲葉 幹次	57,592	162	0	99.72%	可決
有澤 克己	57,598	156	0	99.73%	可決
第5号議案	57,423	331	0	99.43%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成比率は、当該株主総会の前日までに行使された議決権および当該株主総会当日に出席した株主の議決権の数の合計に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上